

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の罰則の概要

	主 体	対象情報	行 為	量 刑
第50条	独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者 受託業務に従事している者又は従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル（複製又は加工したものを含む）	正当な理由がないのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第51条	同 上	業務に関して知り得た保有個人情報	自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は利用（盗用）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第52条	独立行政法人等の役員又は職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金